

平成23年 教育委員会第19回定例会 会議録

日 時 平成23年11月8日(火) 午後3時27分～午後4時05分
場 所 千代田小学校 ランチルーム

議事日程

第 1 議案

【子ども総務課】

- (1) 『議案第48号』千代田区教育委員会教育長の給与及び旅費並びに勤務に関する条例の一部を改正する条例
- (2) 『議案第49号』教育事務に関する議案に係る意見聴取
- (3) 『議案第50号』千代田区立学校施設使用条例の一部を改正する条例
- (4) 『議案第51号』千代田区立幼稚園使用条例の一部を改正する条例
- (5) 『議案第52号』千代田区立図書館に係る指定管理者の指定

第 2 協議

【子ども総務課】

- (1) 教育長へ委任する教育委員会の権限に属する事務の追加について

第 3 報告

【指導課】

- (1) 平成23年 特別区人事委員会勧告の概要

第 4 その他

出席委員 (5名)

教育委員長	市川 正
教育委員長職務代理者	中川 典子
教育委員	古川 紀子
教育委員	近藤 明義
教育長	山崎 芳明

出席職員 (7名)

子ども・教育部長	高山 三郎
参事(子ども健康担当)	清古 愛弓
子ども総務課長事務取扱 子ども・教育部参事	高橋 誠一郎
子ども施設課長	佐藤 尚久
子ども支援課長	依田 昭夫
児童・家庭支援センター所長	山下 律子
図書・文化資源担当課長	前田 康行

欠席職員（3名）

次世代育成担当部長	保科 彰吾
学務課長	平井 秀明
指導課長	坂 光司

書記（2名）

総務係長	小宮 三雄
総務係員	成畑 晴代

市川委員長

開会に先立ちまして、傍聴者から傍聴申請があった場合は、傍聴を許可することといたしますので、ご了承をお願いしたいと思います。

それでは、ただいまから平成23年教育委員会第19回定例会を開会いたします。

本日、坂指導課長と平井学務課長は、欠席でございます。

保科次世代育成担当部長は、会議のために遅参して出席をする予定でございます。

それから、今回の署名委員は、古川委員をお願いいたします。

日程第1 議案

子ども総務課

- (1) 『議案第48号』千代田区教育委員会教育長の給与及び旅費並びに勤務に関する条例の一部を改正する条例
- (2) 『議案第49号』教育事務に関する議案に係る意見聴取
- (3) 『議案第50号』千代田区立学校施設使用条例の一部を改正する条例
- (4) 『議案第51号』千代田区立幼稚園使用条例の一部を改正する条例
- (5) 『議案第52号』千代田区立図書館に係る指定管理者の指定

市川委員長

それでは、日程第1、議案に入りたいと思います。

初めに、議案第48号、千代田区教育委員会教育長の給与及び旅費並びに勤務に関する条例の一部を改正する条例についてでございますけれども、本件につきましては、教育長ご自身にかかわる案件となることから、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第13条第5項の規定により、自己に直接利害のある案件の議事に参与することはできません。しかし、各委員のお手元にお配りしてある当該条文に記載がございますように、ただし書きの規定によりまして同席を認めたいというふうに思いますが、これにご異議ございませんでしょうか。よろしゅうございますか。

(了 承)

市川委員長

それでは、異議なしということでございますので、引き続き教育長さんには出席をしていただいて、ご発言があれば、お願いしたいと思います。

それでは、子ども総務課長から説明をお願いいたします。

子ども総務課長

それでは、議案第48号になります、千代田区教育委員会教育長の給与及び旅費並びに勤務に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本件は、さきの教育委員会定例会におきましてご協議させていただいたところでございます。職員の旅費に関する規定について大幅な見直しを行い、それに伴いまして、区長、副区長の旅費に関する規定を、基本的には職員の例に倣うというふうにいたしました。それに加えて、教育長につきましても、従前は、旅費に関する規定につきましては、国の制度に準拠していたものを、今般、副区長の例に準拠するように改めるものでございます。

加えて、条例上の第3条第2項中の「車賃」の次に、「旅行雑費」を加えて、「支度料、旅行雑費」を「支度料、渡航手数料」に、そして「13種」を「14種」に、「別表による」を「副区長相当額とする」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加えるということで、冒頭申し上げましたとおり、旅費の算定方法につきましては、千代田区長及び副区長の給与及び旅費条例第3条第2項の規定の例によるというように改めるものでございます。この条例は、平成24年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。

市川委員長

説明は終わりましたんですが、何かご発言があればお願いしたいと思います。

よろしゅうございますか。

(了 承)

市川委員長

これは、前回の教育委員会で協議をした中身でございます。

それでは、質問等がございませんようですので、議案第48号につきまして、採決をしたいと思います。

賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

市川委員長

それでは、教育長を除いて、全員賛成でございますので、48号を決定することといたします。

なお、議決後、子ども総務課長から発言がある予定なんですが、何か発言の予定はありますか。

子ども総務課長

議案第48号につきましては、後日、千代田区長から、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条」の規定に基づき、教育委員会に意見聴取がある予定でございます。内容趣旨に相違がない場合は教育委員会として異議ない旨の回答をすることを事前にご承認をお願いいたします。

市川委員長

それでは、ただいまお聞き及びのとおり、特に内容について相違がないという場合は、異議を申し立てないということで、事前にご承認をお願いしたいと思います。

よろしゅうございましょうか。

(了 承)

市川委員長 それでは、そのように決定をさせていただきます。

次に、議案第49号、教育事務に関する議案に係る意見聴取につきまして、これも子ども総務課長から説明をしてください。

子ども総務課長 こちらは、平成23年第4回区議会定例会におきまして、千代田区の行政委員会委員並びに非常勤の監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例が提案されますので、教育委員会に区長から意見聴取がございました。内容につきましては、本条例の第5条第3項中の「車賃」の次に、「旅行雑費」を加え、「及び旅行雑費」を「及び渡航手数料」に改めるものでございます。

子ども・教育部長 これについての意見照会があったところでございます。

子ども総務課長 改正理由については、すみません。本件につきましても、職員の旅費に関する規定の大幅な見直しに伴いまして、本条例も見直す必要が出てきました。それに伴う意見照会でございます。

市川委員長 特に、部長のほうから補足がありますか。

子ども・教育部長 今申し上げた内容でございますので、よろしく願いいたします。

市川委員長 説明が終わりましたけれども、何かご質疑、ご質問等があればお願いいたしたいと思います。いかがでしょうか。

特によろしゅうございますか。

(「なし」の声あり)

市川委員長 それでは、本件につきまして、採決をいたしたいと思えます。

賛成の委員の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

市川委員長 全員賛成でございますので、議案第49号を決定することといたします。

次に、議案第50号、千代田区立学校施設使用条例の一部を改正する条例につきまして、条例案件は子ども総務課扱いになっていますが、詳細につきましては、事業所管課であります子ども施設課長が担当でございますのでお願いいたします。

子ども施設課長 それでは、議案第50号、学校施設使用条例の改正について説明させていただきます。

この案件につきましても、前回ご協議させていただいたものでございます。その過程で、今回、若干内容調整をしまして、文言修正等をしておりますので、その部分を説明させていただきます。

1枚めくっていただいて、ホチキス止めの2枚目、新旧対照表をごらんいただきたいと思います。考え方そのものについては、前回ご説明したとおりでございますけれども、第1条、第2条については、規定整備ということで、文言修正させていただいております。

別表第1、その下に表がついてございますけれども、こちらの学校名が、九段小、番町小、お茶の水小、神田一橋中ということで明確化させていただきました。

そして、別表第2、一番下の表の部分ですけれども、ここに今回、「麹町中学校」を加えさせていただいたわけですが、この表の一番下、武道場の、裏をおめくりいただきまして、表の下から3段目、「合同教室」というのがございます。こちらにつきましては、麹町中の改築に伴って、新たに表に位置づけるものでございますけれども、当初、施行規則の中で位置づけを考えておりましたが、条例の中できっちり位置づけをしたほうが良いということで、若干の修正ということで、この2つの施設を加えさせていただきまして、今回、議案として提案させていただいています。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

市川委員長 説明が終わりました。ご意見、ご質問等がありますればお願いをしたいと思います。どうぞ。

特によろしゅうございますか。

(「なし」の声あり)

市川委員長 それでは、議案第50号につきまして、採決をいたしたいと思えます。賛成の委員の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

市川委員長 全員賛成でございますので、議案第50号を決定いたします。

次に、議案第51号、千代田区立幼稚園使用条例の一部を改正する条例、これも同様に事業主管課である子ども支援課長からお願いします。

子ども支援課長 議案第51号、千代田区立幼稚園使用条例の一部を改正する条例でございます。

こちらにつきましては、前回ご協議いただいた内容と同じものでございます。この使用条例の中に、こども園条例における3歳以上児の例によりまして、保育料、延長保育料及び預かり保育料を規定するものでございます。条例は、24年4月1日から施行ということになります。

3枚目に参考資料ということで、こども園条例を付けさせていただいております。この使用条例の中に加えさせていただくのが、この別表2の所得階層による長時間、短時間の保育料、及びこの裏面にございます別表3、各階層区分による減額割合と、別表第5の延長保育料の額を区立幼稚園条例の中に入れさせていただきます。

前回から、若干、文言整理等がございます。2枚目の新旧対照表をごらんいただきたいと思えます。前回、この改正条例案の中にすべて、今ご説明したものが入ってございましたけれども、こども園条例を横引きという、準用するという趣旨にかんがみまして、こども園条例の例によるという文言、一言で変えさせていただくというところで、文言整理をさせていただきました。

説明は以上でございます。

市川委員長 説明が終わりました。何かご質問等がございましたらご発言をお願いいたします。

よろしゅうございますか。

(「なし」の声あり)

市川委員長 それでは、議案第51号につきまして採決をいたします。
賛成の委員の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

市川委員長 全員賛成でございますので、議案第51号につきましては決定をいたしたい
と思います。

次に、議案第52号、千代田区立図書館に係る指定管理者の指定を、同様に
事業所管課でございます図書・文化資源担当課長から説明をお願いいたしま
す。

図書・文化資源担当課長 議案第52号でございます。千代田区立図書館の指定管理者の指定について
です。

資料を1枚用意しておりますので、そちらのほうをごらんいただければと
思います。「教育委員会資料」という資料です。

千代田区立図書館につきましては、平成19年4月から指定管理者制度を導
入しまして施設の運営を行ってまいりましたが、指定管理期間が今年度末で終了
いたします。このため、24年度からの指定に向けて、「公の施設に係る指定
管理者の指定手続等に関する条例」にのっとりまして、指定管理者の候補者
を選定いたしました。今後、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき
まして、議会の議決を得る必要があります。それに先立ちまして、教育委員
会におきまして、指定の決定をいただくものでございます。

指定管理者候補者・指定期間でございます。

指定管理者の候補者として指定管理者候補者選定委員会におきまして、ヴ
ィアックス・SPSグループを選定いたしました。このヴィアックス・SP
Sグループにつきましては、現行の指定管理者でございます。構成員としま
しては、代表企業として、株式会社ヴィアックス、これは図書館サービス等
を行っている会社でございます。区内を初め、多くの自治体において業務委
託等で図書館サービスを行っております。

2番目の構成員としては、サントリーパブリシティサービス株式会社で
す。サントリーホールやサントリー美術館等の運営を行っている会社です。
現在の指定管理者の中では広報等を担当しております。

構成員のもう1社、株式会社シェアード・ビジョンでございます。これは
コンサルティング会社で、現在の指定管理者の中では、企画部門とシステム
部門を担当しております。

指定期間は、平成24年4月1日から平成29年3月31日までの5年間ござ
います。

選定経過です。

まず募集の方針ですが、区立図書館は、貸出偏重の従来型の図書館から脱
却し、文化情報資源の総合センターとしての役割を担い、基本的な図書館サ
ービスの拡充や区民の生涯学習に資するとともに、新たな事業やサービスを
積極的に展開し、公共図書館の将来像を全国に発信するという考えのもと、

新たな図書館事業とサービスの展開に積極的に取り組んでまいりました。これまでの事業やサービスを単に継続するのではなく、今後さらに成長・発展するためには、現在の指定管理者をそのまま再任するのではなく、幅広く提案を求めて、いろいろな意見を聞くことが重要だと考えまして、今回、公募により応募を求めることにいたしました。指定期間は5年と、従来どおりにするというものでございます。

指定管理者候補者選定委員会の審査でございます。

まず、選定委員会の構成です。全体では5名の委員で、そのうち3名を学識経験者と公認会計士の外部委員で構成しまして、2名を区の職員で構成しております。委員長につきましては、明治大学文学部教授の齋藤先生、図書館情報学の専門家でございます。委員長職務代理者としては、千代田区の生涯学習推進委員の戸川さんをお願いしていました。公認会計士の委員として、石久保公認会計士をお願いしております。区の職員としましては、子ども・教育部長の高山部長と区民生活部長の大島部長、この5名で委員会を構成いたしました。

裏面のほうへ参ります。

選定に当たりましての審査基準でございます。AからFまでのこの6項目に基づき、総合的に評価して審査いたしました。

まず、1点目は経営能力です。経営状況、同種事業の実績等があるかどうかというところを見ております。2点目のBです。運営方針、現状分析と設置目的の達成等、そういうような内容がちゃんと踏まえられているかどうかということです。3点目、Cです。事業計画、業務要求水準の達成と利用者サービスの向上等に資する内容になっているかどうかという点です。4点目の収支計画です。最小の経費で最大の効果を上げられるような収支計画となっているかどうかということです。5点目、Eです。人員体制・職員の育成等です。人員体制、職員の育成・研修体制が構築されているかどうか、また、良好な労働環境確保への取り組み等がなされているかどうかということを見ました。その他、Fです。利用者満足度の把握、サービス改善・向上に向けた取り組みの考え方等、どのように考えているのかという、この6つの点で審査を行いました。

委員会の開催状況でございます。計3回開催しております。

まず、第1回目の委員会におきまして、第1次審査として、応募者の書類選考を行いました。今回、応募団体は2団体ありましたが、先日の教育委員会でご報告いたしましたとおり、1団体につきましては施設管理を主として行っている会社でございまして、図書館業務の経験・実績が全くなく、図書館サービスに関する基本的な知識に欠けるということで、書類選考で1団体を不通過とし、残る1団体のみをもって、1次選考で通過団体といたしました。

第2回目の選考委員会におきましては、プレゼンテーションとヒアリングの審査を行っております。その結果、業務要求水準を満たして、この当該団

体に、次期指定管理者を任せるに足りるという判断をいたしまして、この第1次審査合格の1団体をもって、指定管理者の候補者と選定いたしました。

第3回の委員会では、選定結果報告書を作成し、教育長へご報告いたしました。

報告書の概要、選定理由でございます。選定理由の抜粋ですが、現在の区立図書館は、直営時代に比べてサービスが充実し、利用者からも高い評価を受けており、この4年余りの間に、現行の指定管理者は、非常に努力し、成果を上げてきた。今回の提案もしっかりとした現状分析に基づくものであり、今後への期待性を大いに評価した。しかし、1期目はあくまでも基盤整備期間であり、第2期目が正念場となる。利用者、特に区民の目線できめ細やかなサービスをすることを期待するというふうに、最終的に、この理由をもって、現行の指定管理者をもって第2期の指定管理者の候補者と選定いたしました。

3番目の今後の予定でございます。

11月中旬に指定管理者の指定議案を上程いたします。第四回定例会で提案いたします。12月中旬に、指定管理者の指定の議決をいただきまして、来年の1月上旬から指定管理者と協定の締結に向けた協議を開始いたします。3月下旬に協定を締結いたしまして、来年の4月1日から、第2期の指定管理者による管理の実施を行っていく予定です。

説明は以上でございます。

市川委員長
中川委員

何かご質疑、ご質問等ございましたらご発言をお願いいたします。

1期目と同じところが管理するわけですがけれども、1期目は力が入り過ぎていたということがあったかなと思います。前にも申し上げたんですが、新書マップでしたっけ。

図書・文化資源担当課長
中川委員

新書マップですね。

新書を検索台に載せると、そこから発想が広がっていくシステム。あれがいつの間にかなくなってしまったり。良いことばかりではなくて、負の部分もあったと思うんです。その辺に関しての反省はどのようになされましたか。

図書・文化資源担当課長

指定管理者の提案では、利用者のニーズというのをしっかりと把握し、特に区民の皆さんから、蔵書について充実してほしいとか、まちかど図書館などにつきまして、分館につきましては、借りて読む方が多いので蔵書の充実という声がありますし、そういうことをしっかりとやっていくということを強く訴えておりました。

特に、今までのように、システム的に話題性があるものではなく、しっかりと利用者の方の意見というものをアンケート等でとらえて、それにこたえるようなサービスをしていくということを、第2期としては強調しています。

中川委員

それはよろしいんですけども、新書マップ撤去によって出てきた損失などは、このグループの負担になりますか。

図書・文化資源担当課長

そうです。指定管理料の中でやっていたので、そういう意味では、グループの負担というか、指定管理者の中で負担したということになります。

ただ、1回目だからというのであれば、継続するのではなく、やはり余り利用されていないということで、すばっと1年程度でやめてしまったという、そこを判断したというところは、評価すべきことなのかなとは思っています。ただ、それを入れるに当たって、どの程度、多くの利用者、区民の方、利用者の方に、その発想というのを共感していただいて、利用できるかどうかという分析は、まだまだ甘かったのかというふうに思っています。一時的に、新聞等で非常に話題になって、それが千代田図書館の利用者の増、来館者増にはつながったんですけど、結局はそのところは余り評価されずに、利用者からは評価されなかったというところで、区としては、すぐ、すばっと判断したというところは評価をしているところではありますが、そういうことは、今後、話題性やあるいはそういうことに飛びつくのではなく、しっかりと区民の方のサービスのことを言っていましたので、そういう意味では第2期目は期待しているところではございます。

市川委員長

ちょっと、参考までに聞きたいんですけどね。もうオープンしちゃっているわけですね。議会の議決前にオープンしちゃったということになるわけですか、指定管理者は。

子ども・教育部長

日比谷と違います。

図書・文化資源担当課長

これは、千代田図書館のほうです。今現在、役所の9階・10階にある区立図書館のほうです、日比谷ではなくて。

市川委員長

あ、そういうことですか。

図書・文化資源担当課長

その指定管理期間が来年3月で終わりますので、4月からの新たな指定管理者を選定するという。

市川委員長

あ、なるほど。はい、わかりました。

ほかにいかがでしょうか。

特にございませんでしたらば、議案第52号につきまして採決をしたいと思えます。

賛成の委員の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

市川委員長

全員賛成でございますので、議案第52号を決定することといたします。

子ども総務課長から、何か。

子ども総務課長

議案第50号、第51号、第52号につきましては、後日、千代田区長から、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条」の規定に基づき、教育委員会に意見聴取がある予定です。内容趣旨に相違がない場合は教育委員会として異議ない旨の回答をすることを事前にご承認をお願いいたします。

市川委員長

異議のない旨、特に異論がなければ事前承認をということです。

いかがでございましょうか。よろしゅうございますか。

(了 承)

市川委員長

それでは、異議がないということですよ。

日程第2 協議

子ども総務課

(1) 教育長へ委任する教育委員会の権限に属する事務の追加について

- 市川委員長 次に、日程の第2、協議へ入りたいと思います。
- 子ども総務課長 初めに、教育長へ委任する教育委員会の権限に属する事務の追加について、子ども総務課長から説明してください。
- 子ども総務課長 こちらは、幼稚園の入園等に関する事務を、現在、教育長に委任がなされていないものを委任するというものでございます。
- 子ども総務課長 現在、幼稚園の入園等に関する事務につきましては、教育委員会の権限ということで、入園申請の際に、あるいは入園許可のときの通知は、「教育委員会」名となっております。一方、「子育ての推進」の関係の事業でありますこども園、保育園の入園手続の関係は、区長から教育委員会に権限を委任され、さらに教育長に委任されております。となりますと、幼稚園の関係は教育委員会、こども園・保育園の関係は教育長ということで、2本立てになっているものを、事務効率の改善といえますか、事務改善の観点から、幼稚園の入園等に関する事務につきましても、教育長に事務権限を委任するという、そういったことをする必要がありますので、ご協議するものでございます。
- 子ども総務課長 説明は以上でございます。
- 市川委員長 まあ、言ってみれば、事務整理のような形ですわね。
- 子ども・教育部長 何かご質問がございますれば、お願いいたします。
- 子ども・教育部長 法律改正の趣旨からすれば、教育委員会の権限、独立性というものをより強化するというふうな方針の中でございますが、このように運営手続に関しましては、事務手続ベースでございますので、ひとつご了解をいただいて、教育長のほうに権限を委任して、教育長一本で今後はやらせていただくというふうなことでご了解いただければと思います。どうぞよろしく申し上げます。
- 市川委員長 いずれにしても、事務手続といえますか、そういう手続を出すのが、教育委員会じゃなくて教育長ということで統一したいと、こういうことですね。
- 子ども・教育部長 子どもさんによっては、幼稚園と保育園を併用して出すご家庭もあるものですから、その辺で、少し、事務の簡素化をしたいということでございます。
- 市川委員長 何かございますれば、どうぞ。
- 子ども・教育部長 よろしゅうございますか。
- (了 承)
- 市川委員長 それでは、この件につきましては、次回の教育委員会に、規則改正の議案として提出していただき、決定することとしたいと思います。

日程第3 報告

指導課

(1) 平成23年 特別区人事委員会勧告の概要

- 市川委員長 次に、日程第3、報告に入りたいと思います。
指導課長から報告を願うところですが、本日は欠席をしておりますので、子ども総務課長から説明をお願いいたします。
- 子ども総務課長 平成23年の特別区人事委員会勧告が、平成23年10月28日に出されました。内容につきましては、月例給与は、公民較差を解消するため、0.2%と引下げの改定の勧告が出されています。ただし、下に書いてありますけれども、医師の処遇確保の観点から、医療職給料表につきましては、引下げの改定は行いません。また、初任給につきましても、給与月額は据え置きです。それ以外はすべての職員に対して、0.5%の引下げを行うものでございます。
- また、特別給であります期末手当・勤勉手当につきましては、民間の支給割合とおおむね均衡しているとされておりますので、今回改定する予定はございません。
- また、その他主な意見につきましては、3点掲げております。有為な人材の確保について、人材の育成について、高齢期雇用への対処についてご意見が出されたところでございます。
- 説明は以上でございます。
- 市川委員長 説明が終わりましたが、何かございますれば、どうぞご発言願います。よろしゅうございますか。
- (「なし」の声あり)

日程第4 その他

- 市川委員長 それでは、報告が終わりました。その他といたしまして、各課長から報告事項があればお願いしたいと思います。
- どうですか。
- 子ども・教育部長 ございません。
- 市川委員長 教育委員さんから何かございますか。よろしゅうございますか。
- (「なし」の声あり)
- 市川委員長 それでは、特にないようでございますので、以上をもちまして、本日の定例会を閉会いたします。